

平成 28 年 10 月 18 日

各指定障害福祉サービス事業者 代表者 様
各指定相談支援事業者 代表者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

入院中の医療機関からの外出・外泊時における
同行援護等の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、厚生労働省より Q & A の訂正の連絡があったため、お知らせいたします。また、平成 28 年 8 月 31 日付け通知「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」（以下「本市通知」という。）についても、国の訂正内容にあわせて修正をしましたのでご確認くださいませようお願いします。

記

1. 厚生労働省の訂正内容について

(1) 訂正内容

別添の厚生労働省平成 28 年 10 月 12 日付け事務連絡のとおり

(2) 訂正後の Q & A

別添の入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関する Q & A のとおり

2. 本市通知にかかる修正について

(1) 修正内容

3. 留意点 (2) について

修正後	修正前
削除（以下の項目番号を繰り上げ）	(2) 今回の通知が適用される施設について（国通知 Q7 関係） 今回の国通知は、医療機関からの外出について整理したものとなります。このため、短期入所についても、「医療型」短期入所が対象となります。福祉型短期入所については、今回の通知の対象外であるため、従前の取り扱いのとおり、短期入所先における外出サービスの利用はできません。

(2) 訂正後の本市通知について

別添の修正後全文のとおり

【お問い合わせ先】

障害者支援課認定支払係(担当 西尾)

TEL 052-972-2639